

## 御意見の概要と御意見に対するデジタル庁の考え方

「預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律施行規則の一部を改正する命令案」について、令和7年5月9日から同年6月8日までご意見の募集を行ったところ、18件の御意見を頂きました。

いただいた御意見の概要及びそれに対するデジタル庁の考え方について、以下の通りまとめました。なお、とりまとめの都合上、内容により適宜集約させていただいております。

また、今回の御意見募集の対象とならない内容であったこと等から取り上げていない御意見についても、今後の職務の参考とさせていただきます。

貴重な御意見をお寄せいただき、厚く御礼申し上げます。

御意見の概要に対するデジタル庁の考え方においては、以下の略称を用いています。

正式名称	略称
預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律	口座管理法
預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律施行規則	口座管理法施行規則
犯罪による収益の移転防止に関する法律	犯収法
犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則	犯収法施行規則
行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律	番号利用法

御意見の概要	御意見の概要に対するデジタル庁の考え方
<p>氏名、住所、生年月日及び顔写真の情報であれば、運転免許証や在留カードも内蔵している。また、税理士用電子証明書など、各認証局が発行する電子署名用の電子証明書も個人番号カードと同等の機能（カード代替電磁的記録）を有する。</p> <p>したがって、本人の顔写真が表示されている「個人番号カード」の交付を受けている者に限定する必要がなく、本人の氏名、住所、生年月日及び顔写真を送信できるカード代替電磁的記録送信用プログラムであれば十分といえる。</p>	<p>本件は、番号利用法第2条第8項に規定するカード代替電磁的記録による本人確認方法を新たに規定するものであるところ、カード代替電磁的記録は、個人番号カードの発行を受けている者に限り、その者の申請により、発行を受けることができることとされております（番号利用法第18条の2第1項）。</p>
<p>意見公募要領の別紙に「預貯金者等に対して申出等関係文書を送付する者」という記載がありますが、この者とは、概要資料「新たに規定する本人確認方法」説明図中にある「郵便局員等」を指すものでしょうか。それともこの理解は誤りでしょうか。</p>	<p>意見公募要領（別紙）中の「預貯金者等に対して申出等関係文書を送付する者」は、いわゆる本人限定受取郵便又はこれに準ずるサービスにより、預貯金者等に対して、申出等関係文書を送付する者を指すものです（本改正後の口座管理法施行規則第3第1項第1号ル参照）。</p> <p>なお、本件は、本人限定受取郵便等を交付する郵便局員等が、金融機関等に代わって本人確認を行う場合について、写真付き本人確認書類の提示を受ける方法に加えて、新たにカード代替電磁的記録を用いる方法を規定するものです。</p>
<p>今回追加規定するカード代替電磁的記録を用いた本人確認方法（規則第3条関係等）は、全ての金融機関・支店の現場で対応可能とするよう義務付けるものなのか。</p> <p>デジタル庁は、カード代替電磁的記録を本年7月にも「マイナンバーカード対面確認アプリ」で利用できるよう準備中であると示している（デジタル庁 HP「iPhone のマイナンバーカード」にその旨の記載あり）。つまりカード代替電磁的記録は、非対面のみならず対面の場でも広く利用を促していくものと思料される。2024年版「デジタル社会の実現に向けた重点計画」でも対面の場での IC チップ情報読み取り義務化を記載しており（重点政策 No. 1-36）、口座管理法施行規則においても積極的に取り入れるべきである。</p> <p>今回の口座管理法施行規則改定内容は、これを全ての金融機関・支店において対応を義務付けるのか。あるいはこれが任意なのであれば、カード代替電磁的記録による本人確認を拒否する金融機関・支店が存在するという話であり、当該金融機関・支店に対しデジタル庁はど</p>	<p>本件は、カード代替電磁的記録による本人確認方法を義務付けるものではございません。また、金融機関の判断により、預貯金者等の本人確認方法を一部の方法に指定することは許容されると考えていますが、いずれにせよ、ご指摘の「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和6年6月21日閣議決定）も踏まえ、口座管理法施行規則についても非対面での本人特定事項の確認方法の見直し等の改正を検討してまいります。</p>

のような指導を行なうのか。	
---------------	--